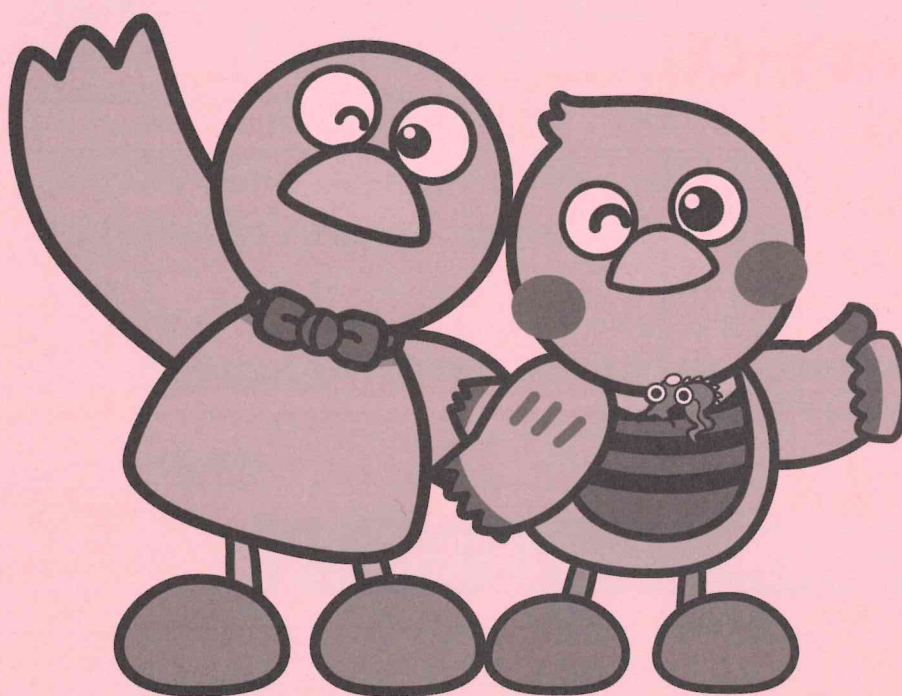


埼玉県父母負担軽減事業補助金のお知らせ

< 県内私立全日制高等学校用 >

埼玉県では、私立高等学校等に通われるご家庭の教育費負担の軽減を図るため、国の就学支援金のほかに、学校と連携して独自の学費軽減の補助を実施しています。



埼玉県マスコット「コバトン・さいたまっち」

次の3つの要件を満たした方が補助を受けることができます

生徒・保護者*が
ともに埼玉県内に在住

埼玉県内の
私立全日制高校に在学

所得基準を
満たしている

*「保護者」は原則として、生徒の親権者です。

◎ 申請書類は学校の案内に従って、指定された窓口に提出してください。

補助の概要

要件を満たした場合に受けられる補助は以下のとおりです。

入学金 (1年生のみ)		223,000円		100,000円	：県の補助 ：国の補助 (就学支援金)
施設費等 納付金		全額	200,000円		
授業料		全額	457,200円		
合計	1年生		880,200円	557,200円	457,200円
	2・3年生		657,200円	457,200円	
補助区分	生活保護 家計急変	基準①	基準②	国の補助のみ対象 (県の補助対象外)	
目安年収		約500万円		約609万円	制限なし

目安年収はモデル世帯（両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯）の場合

- ※ 上記の年収はあくまで目安です。実際の審査は（市町村民税の）課税標準額等を使用して行います。
- ※ 表中の補助額は補助の上限額です。収入状況の変化、学校が設定する授業料額等によっては、実際の補助額が表中の金額と異なる場合があります。
- ※ 埼玉県学事課のHPに、より詳しい収入の目安を掲載しています。また、判定額の試算表も掲載しています。
- ※ 「高校生等・新修学支援」の対象となる外国籍及び外国人学校の生徒は制度内容が異なります。詳細は埼玉県学事課のHPをご確認ください。

学事課HPはこちらへ⇒



所得要件の判定（判定額）

必ずしもご自身で以下の判定を行う必要はありません。

ご申請に基づき、埼玉県が審査を行います。

所得要件の判定には、課税標準額等をもとに以下のとおり算出した「判定額」を用います。

- ① 保護者の所得要件の判定額は次のとおり算出します。

$$\text{【判定額】} = \text{【(市町村民税の)課税標準の額*1} \times 0.06 - \text{【市町村民税の調整控除の額*2】}$$

*1 ただし、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（平成22年1月2日～4月1日の早生まれの生徒の場合）は、保護者の判定額を以下の式で算出

$$((\text{市町村民税の)課税標準の額} - 33\text{万円}) \times 0.06 - \text{【市町村民税の調整控除の額】}$$

*2 政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除の額に4分の3を乗じた額を使用します。

*1・2共通

課税証明書等で確認ができます。（ただし、額の記載がない市区町村があります）（5ページQ4参照）

- ② 保護者が2人いる場合は、2人分の判定額を合算します。
- ③ 合算した判定額に応じて、所得基準に当てはまるかを確認してください。

所得基準

各補助区分の所得基準は以下のとおりです。

補助区分	所得基準（判定額）	目安年収（モデル世帯）
基準①	113,700円未満 (または「基準①区分の判定額」の金額未満)	約500万円未満
基準②	113,700円以上、162,300円未満	約609万円未満
生活保護	生活保護を受けていること	—

※ 判定額が162,300円以上であっても、国の「就学支援金」の対象となります。

※ 「高校生等・新修学支援」の対象となる外国籍及び外国人学校の生徒は制度内容が異なります。

詳細は埼玉県学事課のHPをご確認ください。

[学事課HPはこちらへ⇒](#)



基準①区分の判定額

基準①区分については、税法上の扶養親族数により所得基準の金額が異なります。

対象となるのは、令和7年12月31日時点で19歳未満であった被扶養者の人数です。

16歳以上19歳未満 扶養親族数 16歳未満 扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人
0人	113,700			115,600	133,000
1人				129,300	141,900
2人				138,000	150,600
3人	146,700	159,300	171,900	184,500	197,100
4人	168,000	180,600	193,200	205,800	218,400

例：16歳以上19歳未満を2人、16歳未満を2人扶養している場合

判定額が「150,600円」未満であれば、基準①区分となります。

家計急変世帯

保護者の失職等・死亡・離婚・被災が対象となる期間にあった場合、「家計急変世帯」として補助を受けられる場合があります。お通いの学校にご相談ください。

○定年退職や産休、有期雇用契約の満了等の場合、原則「失職等」には該当しません。

○共同親権を選択している場合、原則「離婚」には該当しません。

○対象となる期間

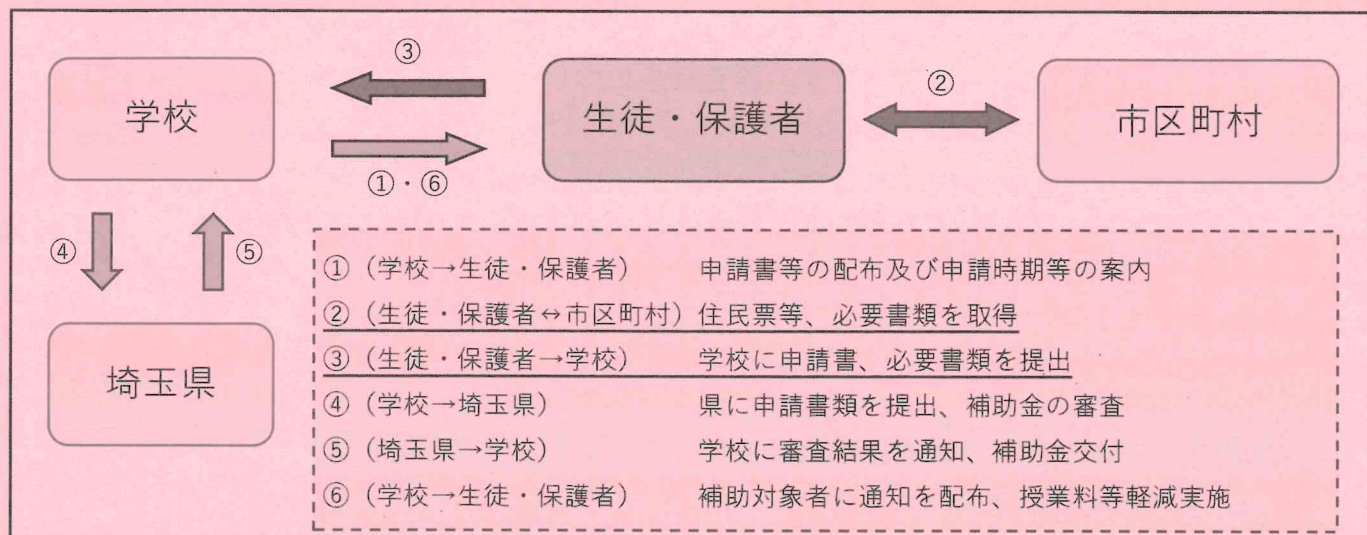
失職等の場合 令和6年1月2日以降（1年生） 令和8年1月1日～12月31日（2、3年生）

死亡・離婚・被災の場合 令和8年1月1日～12月31日

※ 補助金申請後に家計急変世帯に当てはまることとなった場合や、家計急変世帯として申請したのちに再就職・復職・再婚等があった場合には、お通いの学校に早急にご連絡ください。

手続きの流れ

補助金の申請や生徒・保護者への交付は、全て学校を通して行います。
また、当補助金の申請には、国の「就学支援金」の申請が原則必要です。



提出書類

	提出書類	対象世帯
1	各学校所定の書類（授業料軽減申請書など）	全世帯
2	世帯 <u>全員</u> の住民票の写し ※ 続柄が記載されていること ※ （外国籍の場合） <u>国籍</u> 、 <u>在留資格等の区分</u> の記載があること ※ 令和8年4月以降に発行されていること ※ マイナンバーが記載されていないこと	全世帯
3	個人番号カード（写）等貼付台紙（令和8年度から） ※ 保護者全員の個人番号が確認できること	全世帯
4	生活保護受給証明書 ※ 令和8年4月以降に発行されていること	生活保護世帯

※ 申請書類は、学校からの案内に従い、指定された窓口に提出してください。

※ 審査の過程で追加書類を求める可能性があります。また、家計急変世帯として申請する場合は、他にも必要な提出書類があります。学校の指示により提出してください。

※ 本事業で取得した個人情報については、「父母負担軽減事業補助金」及び「奨学のための給付金」の審査にのみ利用し、保管にあたっては適切な処置を講じます。

補助金の支給時期・支給方法

補助金は県から学校に交付され、学校から生徒・保護者に支給されます。支給の時期や方法は学校により異なりますので、詳細はお通りの学校に確認してください。

なお、補助金の支給方法は主に以下の2通りです。

- ・還付：決定された補助金分の授業料等をご家庭にお返しする
- ・相殺：決定された補助金分を未納（又は将来分）の授業料等に充てる

よくあるご質問

Q 1 自分で補助区分を判定できませんが、申請できますか？

A 1 補助区分の判定は、住民税の課税標準額等に基づいて埼玉県が審査します。ご自身で判定できなくとも申請いただけます。審査結果については学校から案内があります。

Q 2 目安年収とは収入ですか？所得ですか？

A 2 モデル世帯における収入（各種控除前の収入金額）です。しかし、収入はあくまで目安であり、実際の審査は住民税の課税標準額等に基づいた判定額を用います。詳細は2～3ページを確認してください。

Q 3 保護者が変わったときや修正申告をしたときに補助金の手続きは必要ですか？

A 3 保護者の変更や修正申告により、補助区分が変更となる場合があります。変更後の状況で再度審査を行う必要がありますので、保護者の変更の内容や、修正申告を行った旨を速やかに学校にご連絡ください。

Q 4 課税証明書以外で、課税標準や調整控除の額を確認する方法はありますか？

A 4 マイナポータルを利用して住民税情報を調べることが可能です。他にも、保護者等の収入が給与所得のみの場合は、勤務先の会社から配布される住民税の「特別徴収税額決定通知書」で課税標準額を確認できます。自営業などの場合は、市区町村から発行される「納税通知書」で課税標準額、調整控除額を確認できます。

Q 5 保護者が単身赴任しており、埼玉県内に住んでいませんが、対象となりますか？

A 5 保護者が県外に居住していたとしても、単身赴任（海外も含む）や、介護又は長期入院によるものである場合には例外的に対象となる場合があります。

Q 6 税務署や市役所に収入の申告をしていませんが、申請できますか？

A 6 収入の申告をしていない場合、審査に必要な地方税関係情報の確認ができません。個人事業主で確定申告が必要な場合や、給与収入のみであっても勤務先で年末調整をしていない場合等については、収入がない場合も含め、補助金の申請前に申告を行ってください。

Q 7 年度途中の転退学や県外への転居があった場合、補助金の扱いはどうなりますか？

A 7 対象の学校に在籍した（又は県内に在住していた）月数分の月割計算をして支給されます。年度途中で県内に引っ越してきた等、新たに要件を満たすようになった場合も、それ以降の分について月割で対象になります。なお、入学金補助については月割りされません。

本事業以外の補助制度について

埼玉県学事課では父母負担軽減事業補助金のほか、各種補助事業を行っています。

以下では、主な補助事業を紹介します。

高等学校等就学支援金

内 容：高等学校等の授業料への補助金

所得要件：なし

申請時期：4月頃

高校生等・新修学支援

内 容：就学支援金の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒に対する
就学支援金（旧制度）と同等の水準の補助金

所得要件：年収約910万円未満の世帯（R8年度新入生）／所得制限なし（R8年度在校生）

申請時期：5月頃

奨学のための給付金

内 容：授業料以外の教育費（教科書代等）の支援

所得要件：生活保護（生業扶助）受給世帯、非課税世帯、
または年収約270～約490万円相当の世帯

申請時期：7月頃

※ 「被災児童生徒授業料等減免事業補助金」「学び直し支援金」など、上記以外の事業は埼玉県学事課のHPをご確認ください。

※ 申請時期は例年の目安であり、今年度の申請時期と異なる場合があります。申請は原則在籍する学校を通じて行いますので、学校からの案内に従い、申請してください。

※ 各補助金は、それぞれ個別に申請する必要があります。詳細な要件については、学校から配布される申請案内をご確認ください。

※ 当課の実施する事業のほかにも、他の都道府県、市区町村等が実施する補助を受けることができる場合があります。詳細については各都道府県・市区町村等にお問い合わせください。

本事業に関するお問い合わせ

申請の窓口は各学校になります。

申請に関することは、各学校へお問い合わせください。



埼玉県マスコット

「さいたまっち」

当制度をより詳しく知りたい方は学事課HPをご参照ください。

埼玉県 授業料軽減

検索

電話でのお問い合わせは

埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」

TEL：048-830-2725

（平日：午前8：30～午後5：15）

埼玉県総務部学事課